

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：平成29年9月25日（平成29年（独個）諮問第55号）

答申日：平成29年12月8日（平成29年度（独個）答申第56号）

事件名：本人宛て郵便物に係る料金後納郵便物差出票（特定日付け）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定日A書面での定額為替証書（500円）返却通知を特定する書類（返却住所は〇〇）」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、「平成27年度料金後納郵便物差出票（特定日A付）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、不開示とされた部分のうち、別紙の1に掲げる部分を不開示としたことは妥当であり、別紙の2に掲げる部分を不開示としたことは結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月9日付け国立病院機構発総第0509001号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

国立病院機構発総第0509001号開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」（「開示請求者以外の「氏名」、「印影」及び「書留・特定記録郵便物等の記録」については開示請求者以外の個人に関する情報であるため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2号に該当することから不開示とした。」）について不服であり、決定に不服がある場合は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、機構に対して審査請求をすることができると教示があったので、決定過程への疑問を否定できず、取消しを求め審査を請求する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求に対する原処分について

本件開示請求を受け、機構は、本件対象保有個人情報と特定し、「開示請求者以外の氏名」、「印影」及び「書留・特定記録郵便物等の記録」については不開示とし、その他の部分については開示とした決定（原処分）を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

これに対し、審査請求人は、決定過程への疑問を否定できないと主張し、開示決定の取消しを求めている。

#### 3 当機構の主張について

審査請求人は「特定日A書面での定額為替証書（500円）返却通知を特定する書類」の開示を求めているが、特定日A書面とは、「特定日B付けの独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく法人文書開示請求に対する法人文書不開示決定通知書及び文書」のことであり、当機構は形式上の不備が補正されなかったことを理由に法人文書不開示決定をするとともに、文書にて法人文書不開示決定をしたが定額小為替証書は返却する旨を連絡したものである。

平成29年4月3日付けの法に基づく保有個人情報開示請求を踏まえて、審査請求人には、これまでに送付した文書以外の書類としては、料金後納郵便物差出票しかなく、また郵便物の内容の記録等はない旨を連絡したうえで文書の特定をしたものである。

開示した保有個人情報について、「開示請求者以外の氏名」、「印影」及び「書留・特定記録郵便物等の記録」は、開示請求者以外の個人に関する情報であることから、法14条2号に該当するため不開示とした。

#### 4 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持すべきである。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 同年12月6日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであり、また、本件対象保有個人情報の

不開示部分は開示すべきであるとして、原処分取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定の経緯等について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は審査請求人に対する「特定日 A 書面での定額為替証書（500円）返却通知」の発出に係る保有個人情報の開示を求めるものであるところ、当該通知は、本件に先立って行われた別件の情報公開請求に形式上の不備（手数料の不足）があり、相当の期間を定めて補正を求めても補正されなかったため不開示決定を行った際、開示請求書に同封されていた500円の定額小為替証書は返送する旨を伝えるために作成し、返却対象の定額小為替証書の現物とともに、不開示決定通知書に同封して審査請求人に送付（郵送）した文書である。

イ 上記の定額小為替証書の返送については、その根拠となる規程等はないが、形式上の不備による不開示決定だったことから、広報文書課長まで口頭で説明し了解を得たうえで利用者サービスとして返却することとしたものである。このため、返送の意思決定及び通知文書の発出に関して決裁文書等の作成はされておらず、その過程について記録した文書等も作成されていない。

ウ 郵送に際し文書等が誤りなく封入されていることについては、その確認手順を明文化したものはなく、担当係長と担当係員で不備がないかダブルチェックを行ったうえで封入するようにしているが、その結果（問題となっている事案の場合は、不開示決定通知書、定額小為替証書の返却に関する通知及び返却対象の定額小為替証書の現物が間違いなく封筒に入っているか）を文書等に記録することとはしていない。

エ したがって、原処分で特定した「平成27年度料金後納郵便物差出票」以外に、開示請求の対象として特定すべきと判断しうる保有個人情報が記録された文書の存在は認められず、諮問庁としては、原処分における保有個人情報の特定は妥当であったと考えるものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、機構において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

## 3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙の1に掲げる部分について

本件対象保有個人情報を見分すると、「開示請求者以外の氏名」及び「印影」として不開示とされた部分は、「平成27年度料金後納郵便物差出票」に記録された、郵便物の発送を行った機構職員の氏名及び印影であるところ、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該部分については、法14条2号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められず、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分に該当することから法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 別紙の2に掲げる部分について

本件対象保有個人情報を見分すると、「書留・特定記録郵便物等の記録」として不開示とされた部分は、「平成27年度料金後納郵便物差出票」と一体のものとして特定された「書留・特定記録郵便物等受領証」に記録された情報のうち、審査請求人宛ての郵便物と同時に差出された他の郵便物の届け先に関する情報（「お届け先のお名前」、「お問い合わせ番号」等）であることが認められる。当該部分は、審査請求人に対する郵便物の差出しと関係のない、他の個人等に対する郵便物の差出しに関するものであって、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、法12条1項に規定する開示請求権の対象ではないことから、これを不開示としたことは、結論において妥当である。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、不開示とされた部分のうち、別紙の1に掲げる部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、別紙の2に掲げる部分は法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないので、不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

- 1 「平成27年度料金後納郵便物差出票」に記録された、郵便物の発送を行った機構職員の氏名及び印影
- 2 「書留・特定記録郵便物等受領証」に記録された情報のうち、審査請求人宛ての郵便物と同時に差出された他の郵便物の届け先に関する情報（「お届け先のお名前」，「お問い合わせ番号」等）